# 人 - 人・農地プランの実質化 -

## 【人と農地の問題解決に向けて】

人・農地プランの実質化とは、農業者の年齢階層別の就農や後継者確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組のことです。

実質化の取組は令和元(2019)年から始まり、令和4(2022)年3月末現在、既存のプランが既に実質化していると判断した地域が892地区、実質化プランと同種の取決めがある地域が354地区、実質化の取組により新たに実質化した地域が2,814地区となっており、取組地区の8割、耕地面積では9割が実質化済みとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で地域での話合いが開催できない等の理由から1,101地区で令和4(2022)年度も引き続き実質化に向けた取組が行われています。

#### (1) <u>既存プランが既に実</u> <u>質化</u>していると判断され た地域 た地域 2. 実質化の取組を継 合計 1. 実質化済 (3)実質化の取組により (1+2)続中 新たに実質化した地域 県名 耕地面積 耕地面積 地区数 地区数 地区数 耕地面積 地区数 地区数 耕地面積 地区数 耕地面積 耕地面積 割合 (ha) 割合 (ha) (ha) (ha) (ha) (ha) b/d d a/c 福岡県 495 82% 77,225 96% 157 19,682 0 338 57,544 106 3.550 601 80.775 佐賀県 443 499 28.535 62% 46 16.346 43 942 354 11.247 470 17.653 913 46.189 長崎県 612 97% 46,858 99% 17 1,916 77 1,261 518 43,682 17 420 629 47,278 665 92,230 88% 118 8,764 55 1,514 492 81,952 158 12,373 104,603 熊本県 81% 823 大分県 666 81% 43,483 85% 230 8,620 113 2.380 32,482 159 7,395 825 50.878 323 宮崎県 480 40.535 178 14,673 154 25,708 115 9,509 50,044 819 81% 300 595 鹿児島県 699 106,215 95% 146 22,911 1,075 489 82,229 76 5,479 775 111,693 90% 64 4,060 79% 435,082 89% 892 92,912 354 7,326 2,814 334,844 1,101 56,379 5,161 491,461

人・農地プランの実質化の取組状況(令和4(2022)年3月末現在)

資料:九州農政局調べ

注1:耕地面積は、市町村の報告ベースであり、耕地及び作付面積統計による耕地面積とは必ずしも一致しない。

注2:1の(2)の同種取決めとは、実質化の取組と同様のプロセスで作成された各種計画(中山間地域等直接支払交付金の集落戦略等)。

注3:ラウンドの関係で合計数値が一致しない場合がある。

## 【事例】【農業委員会と連携して人・農地プランを作成】

宮崎県宮崎市では、人・農地プランの実質化を効率的に進めていくために市農政担当 部局と農業委員会事務局との連携を強化しています。

年度当初に活動方針や年間計画を両者で共有するとともに、農業委員や農地利用最適 化推進委員を対象とする研修を通じて、地域での話合いのイメージを共有することで農 業委員等の積極的な参加を促しています。

地域での話合いの進行は現場の農地や農業事情に 詳しい農業委員、農地利用最適化推進委員が担って おり、地域主導の話合いにつながっています。

話合いは参加者を5、6グループに分けたワークショップ方式で実施されており、地域の課題など各グループから出された意見をプランに反映させます。発言しやすい雰囲気を作るため、若手だけのグループを作るなど、地域ごとに参加者に応じたグループ分けの工夫がされています。

地域での話合いの様子

# 人 - 認定農業者制度 -

## 【認定農業者数は減少、法人経営体は増加】

認定農業者制度とは、経営の規模拡大、生産方式の合理化等の経営改善に取り組む農業者の計画を市町村等が認定し、重点的に支援措置を講じようとするものです。近年、農業者の営農活動が広域化していることを踏まえ、令和2(2020)年4月より、都道府県の区域や市町村の区域を越えた認定が可能となりました。

九州における令和3(2021)年3月31日現在の認定農業者数は44,789経営体で、全国の約2割を占めており、熊本県が10,334経営体(全国3位)、鹿児島県が7,846経営体(同8位)、宮崎県が7,690経営体(同9位)と全国上位となっています。

認定農業者数は平成22(2010)年をピークに減少傾向にあるものの、法人は5,222経営体と増加傾向にあり、平成22(2010)年と比較すると約1.8倍となっています。

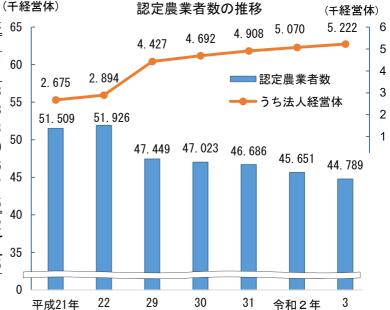
これを営農類型別に見ると、複合経営\*1が全体の4割となっており、単一経営\*2でみると、九州は全国に比べ施設野菜や肉用牛・養豚・養鶏等の割合が高く、稲作の割合が低くなっています。

- \*1 複合経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない経営
- \*2 単一経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める経営

#### 認定農業者の認定状況 (令和3年3月末現在) 単位:経営体 65 認定農業者 うち 前年から 60 県 名 前年から 法人数 数 の増減 の増減 福岡県 5.903 -44 729 23 3, 779 -136287 18 佐賀県 長崎県 5, 324 -107393 3 70 10.334 -2671.057 熊本県 大分県 3,913 -179702 16 宮崎県 7,690 -61813 7 7.846 -681, 241 鹿児島県 15 44.789 -8625. 222 152 九州計 九州農政局 38 12 玉 227, 444 27. 114 955 -6.500

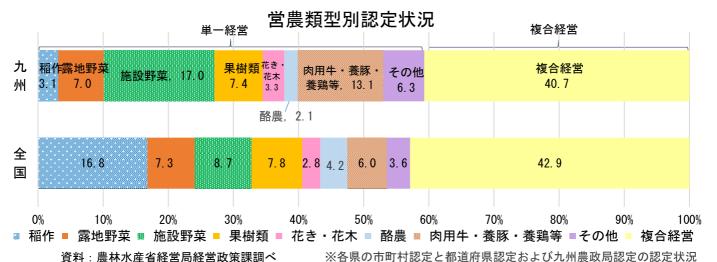
資料:農林水産省経営局経営政策課調べ

- ※各県の認定数は、市町村認定と県内の複数市町村にまたがる場合の都道府県認定の合計
- ※九州農政局の認定数は、管区内の複数県にまたがる場合の国認定



資料:農林水産省経営局経営政策課調べ

※九州農政局管区内の複数県にまたがる場合又は複数の地方農政局の管区にまたがる場合の国認定数を除く



# 人 - 農業経営の法人化 -

## 【法人化が着実に進展】

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承 など経営発展の効果が期待されるため、九州農政局では農業経営法人化支援総合事業 の実施により県段階に農業経営・就農支援センターを整備し、各種経営課題に応じた 専門家の派遣等により、農業経営の法人化を支援しています。

九州管内の農業経営体に占める法人経営体の割合は、令和2(2020)年は3.3%で平成 27(2015)年の2.3%から上昇しており、農業経営体数が減少する中、法人化は着実に進 んでいます。

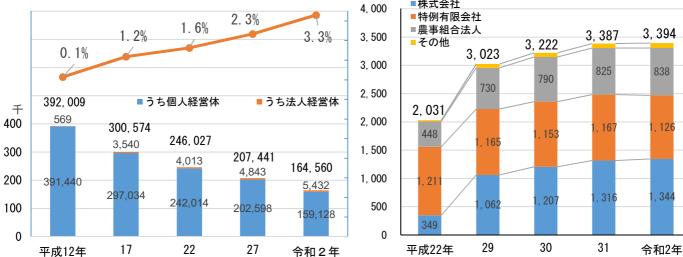
また、農地を所有できる農地所有適格法人は3,394法人\*1(対前年比100.2%)、リー ス方式\*2により農業参入した一般法人は381法人\*3(対前年比111.4%)、さらに集落営 農では、全体の集落営農数2,243組織のうち集落営農法人は801法人\*4(対前年比102%) と、いずれも着実に増加しています。

\*1及3 令和2 (2020) 年1月1日現在 \*4 令和3 (2021) 年2月1日現在、\*1及び\*4は重複有り

\*2リース方式:解除条件付きで、一般法人の農地の借入れを可能とするもの

#### 農業経営体数と法人経営体の占める割合

#### 農地所有適格法人数の推移 (法人数) (法人化率) (経営体数) ■株式会社 4,000

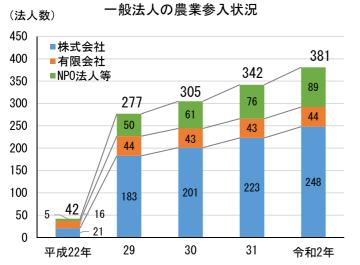


資料:農林水産省「農林業センサス」

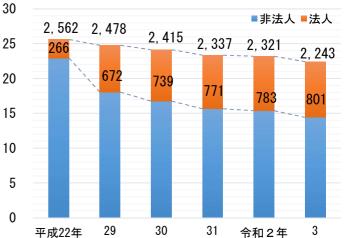
注1:法人経営体とは、農業経営体のうち、法人化して事業を行う者

## 注2:法人経営体割合=法人経営体/農業経営体

(百組織)



資料:農林水産省経営局農地政策課調べ



資料:農林水産省経営局農地政策課調べ

集落営農数、集落営農法人の推移

資料:農林水産省「集落営農実態調査(確報)」

# 人 一 新規就農 一

#### 【九州の新規就農者】

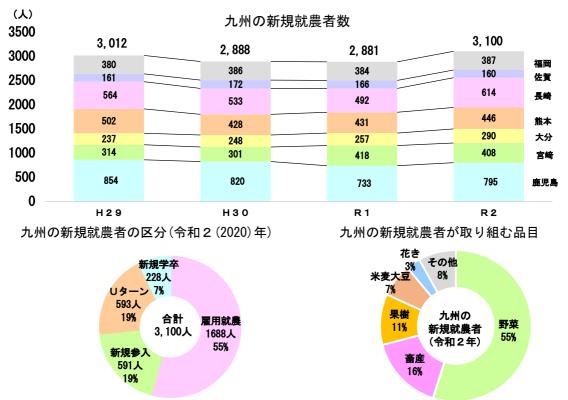
九州の令和 2 (2020) 年の新規就農者数は、3,100人となっており、県別では、鹿児島県795人、長崎県614人、熊本県446人となっています。

就農区分別にみると、雇用就農1,688人(55%)、新規参入591人(19%)などとなっており、雇用就農の占める割合が高いことが特徴です。また、新規就農者が取り組む品目は、野菜(55%)、畜産(16%)、果樹(11%)となっています。

世代間バランスの取れた農業就業構造を実現するためには、青年層の新規就農を促進していく必要があります。

九州管内の市町やJA等は、就農希望者が、栽培技術を学んだり、農業経営のノウハウを習得できるトレーニングファーム等の研修施設を管内に53(注:九州農政局調べ、福岡3、佐賀4、長崎1、熊本2、大分9、宮崎13、鹿児島21)設置して、農業を支える人材の育成・確保、農業への定着を図っています。

\* 新規就農者数は、各県がそれぞれ実施した独自調査結果を九州農政局で集計したものです。



資料:管内各県調べを九州農政局で集計

## 【事例】 【志布志市農業公社 ~就農参入者によるピーマン産地の取組~】

志布志市農業公社は、ピーマン生産農家が減少する中、行政とJAが連携して農業公社を立ち上げ、新規就農者の育成を開始。これまで128名の研修生を受け入れ、113名が就農しています。現在は、ピーマン部会会員のうち3分の2をIターン者が占めています。また、研修受入前に3日間の体験研修を義務化、自費参加とすることで就農希望者の本気度をフィルタリングでき、研修2年目は自ら生産したものを出荷して、収益を得るシステムとすることで、意欲的に技術が習得できる全国的に脚光

を浴びている施設です。



ハウス内の様子

# 人 - 女性農業者の活躍 -

### 【女性農業者の経営・社会参画の推進】

近年、農業者の大幅な減少等により、農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保が 課題となっています。この課題に対する取組の一つとして、農林水産業と地域の活性化 において重要な役割を果たしている女性農業者の経営・社会参画を進めることが重要で す。

九州農政局では、「第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年12月閣議決定)」に基づき、農業委員や農業協同組合役員への女性の登用拡大要請や、家族経営協定の締結状況等についての情報提供、男女共同参画推進セミナーの開催、意欲的に農業経営を展開する女性農業者の事例を収集しホームページで紹介する等の取組を行ってきました。

また、女性の生の声を聞き、施策に反映するため、女性農業者との意見交換会等を積極的に開催してきました。

今後も、引き続き農山漁村に関する方針策定への女性の参画と女性が能力を発揮できる環境整備に向けた取組を推進することとしています。

「九州のがんばる農山漁村の女性たちの取組事例」

http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/danjyo/danjyo.html#jr



九州における家族経営協定締結農家数の推移 (各年3月31日現在)



資料:農林水産省経営局調べ

#### 【九州女性農業者意見交換会】

令和4(2022)年2月、農村地域における男女共同参画の推進と九州地域の女性農業者のネットワークづくりを促進するため「女性農業者のネットワークづくり」をテーマに、九州各県で活躍する女性農業者11名との意見交換会をWEB会議形式で開催しました。

意見交換では、これから県内でネットワークをつくりグループ活動を開始しようとする参加者から、すでにグループ活動を行っている参加者に対し「コロナ禍で集まるのが難しいという話があったが、どの程度集まっていますか」「活動費は会費のみですか」「役員はどのように決めていますか」といった質問がされました。グループ活動を行っている参加者の回答からは「無理の無い範囲で」「楽しみながら」活動されていることがわかり、今後グループを立ちあげ活動される際の参考となる話を聞くことができました。

ネットワークづくり以外にも「皆さんは大型機械に乗っていますか」「家族経営の方はどのような作業分担ですか」「法人化にあたり、メリット、デメリットを教えてください」といった経営等に関する幅広い質問に対し、同じ女性農業者の皆さんが親身に回答され、活発な意見交換となりました。











意見交換会(熊本会場)の様子

## 女性農業者グループの立ち上げ支援 (熊本県拠点)

熊本県内女性農業者との意見交換において、新たなネットワークづくりのための女性農業グループの立ち上げが必要との意見や相談が多かったことから、グループ立ち上げに係る事業の活用などを県拠点が全面的に支援しました。

#### 取組概要•効果

#### O きっかけ

熊本県拠点が過年次に実施した女性農業者との意見交換において、多くの参加者から県内女性農業者のネットワークづくりが必要との意見が出され、農業女子プロジェクトメンバー有志からも、九州他県で活動しているような女性農業者グープを立ち上げて、県内でも種々の活動や学習に取り組みたいとの相談を受けたことが契機です。

#### 〇 取組の概要

令和3年11月29日に、「九州農政局と県内女性農業者との意見交換会」を実施し 県内女性農業者グループの立ち上げを提案しました。

令和3年12月21日に、県内女性農業者有志との共催で「立ち上げに係る打合せ会」を開催し、どの様な事に取り組みたいのかワークショップ形式で個々の発言を基に具体的イメージを共有しながら取組内容を決定するとともに、取組毎のチームを編成しました。

また、連絡網整備としてLINEグループを整備しました。

#### 〇 取組の効果・今後の方向性

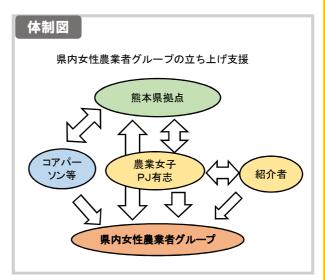
今後は、令和3年度補正予算「女性の就業環境改善緊急対策事業」のうち「地域の女性農業者グループの活動等支援」の活用も念頭に、必要に応じて協議の場を設け、グループ名、役員体制、規約作りや会費徴収の要否等を整理し、グループの姿を具現化される予定で、熊本県拠点としては女性農業者グループの活動基盤強化のため、引き続き必要な支援を行います。



11月29日の意見交換会の様子



12月21日の打合せ会の様子



# 人 - 農業分野における外国人材の受入れ -

## 【アジア各国から来日する外国人材】

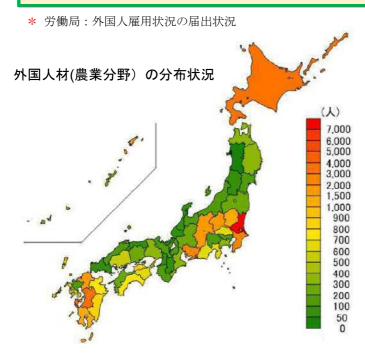
九州は、農業分野の外国人材の受入が盛んな地域です。2021年10月現在で全国の農業分野外国人材38,532人\*の22%にあたる8,546人が九州で働いています。

彼らの多くは、東南アジア等の国々の出身者です。これらの国々は、一人当たり GDP (2021年) において、日本を下回っており、こうした経済格差を背景に、日本を就労 先として選択しています。

九州の特定技能(農業分野)外国人材の出身国を見てみると、全国と比較して、日本とより経済格差があるフィリピンやカンボジアの割合が高い傾向があります。

近年、アジア各国は、経済成長が進み、日本との経済格差は縮小しつつあります。

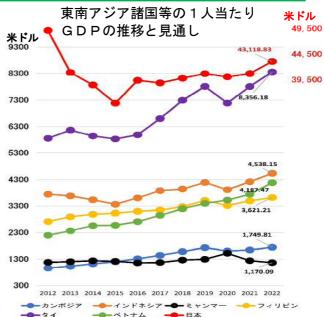
また、新型コロナウイルス感染拡大の影響等から九州(農業分野)に来る外国人材の増加率は減少傾向にあります。九州の農業分野が、外国人材から働く場として選ばれ続けるためには、賃金や福利厚生、労働環境、生活支援の各整備に努めることのほか、農業の現場が、外国人材に期待される魅力ある学びの場を提供できることが重要です。



資料: 労働局HPで公表されている「外国人雇用状況の届出 状況 (R3.10月) 」を基に九州農政局で作成

#### 

資料: 法務省HP特定技能1号外国人の受入れ状況(R3.12月)



資料:IMF「World Economic Outlook Oct.2021」を基に 九州農政局で作成

## 農業分野の外国人材(九州)の増加率の推移



資料:労働局HP「外国人雇用状況の届け出状況」を 基に九州農政局で作成

注: 2016、2017年は林業を含む。